

2.9 小学校校外学習時の熱中症事故【事故⑨】

基礎情報			
事故発生時期	平成30年7月	被害児童及び事故種別・被害程度	小学1年生男子1名 校外学習(徒歩)、死亡
訴訟の有無	無し	報告書作成までの期間	7か月
事故の概要			
活動種別	校外学習		
事故発生の概要	平成30年7月、学校から約1km離れた公園に校外学習に出発(徒歩)し、到着後、遊具等で遊んだ後学校にもどった(この間1時間30分)。当該児童は教室にもどった後体調が急変し、心肺停止の状態となった。すぐに救急搬送されたが死亡が確認された。		
事故の要因			
S (Software)	学校事故を防止するための研修や安全教育、マニュアルや規則、指導計画	<ul style="list-style-type: none"> ●熱中症に関する教員への校内研修を実施していなかった。また、熱中症に関する情報が提供されても活かされなかった。熱中症の研修がなされていれば、児童の言動が熱中症の可能性を示すものと認識できた。 ●小学校では暑さ指数が危険レベルにある場合は運動を中止、ないし見直すなどの危機管理マニュアルが、不足していた。 ●猛暑を考慮した年間行事計画の作成が必要だった。 	
E (Environment)	事故発生時の温度や湿度、照明などの物理的環境	<ul style="list-style-type: none"> ●暑さ指数は32℃で危険レベル(31℃以上)にあり、子供の場合は運動を中止すべき状況にあった。 	
L ₁ (Liveware ₁)	当該事故で被害児童生徒を直接指導していた教員やスタッフ	<ul style="list-style-type: none"> ●当該児童が給水したかどうか、また、体力の状況を確認していなかった。 ●熱中症、暑さ指数について教員の知識が不足していたため、体調不良が疑われる言動が児童にあったが、その日の体調が熱中症の発生に影響するということに考えが及ばなかった。 ●教員が児童の列の前後に配置されていたが、児童個々の状況確認が不十分だった。 	
L ₂ (Liveware ₂)	被害児童生徒及びその家族、被害児童生徒以外の児童生徒	<ul style="list-style-type: none"> ●被害児童は体力を消耗していた。 	

有識者による事故の検証	
調査委員会 の 構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士 ・大学教授(スポーツ科学) ・大学教授(ヒューマンケア) ・小児科部長 [4名]
提言された対策	
S (Software)	<ul style="list-style-type: none"> ●小中学校の全教員に熱中症についての研修を義務研修として受講させる。 ●小中学生は語彙力が乏しいため、既に熱中症を起こしていても、それを表す言葉として「疲れた」の表現しか使わないこともあることを認識すべきとしている。 ●暑さ指数に応じて運動を中止、ないし見直しをする危機管理マニュアルを作成し、全ての小中学校が遵守し運用する体制を確立する。
m (management)	<ul style="list-style-type: none"> ●教育委員会として問診票を作成し、小中学校では保護者の協力を得ながら登校した児童生徒の体調を把握する体制を確立する。 ●養護教諭について、複数配置の定数改善により増員すべきである。 ●学校をはじめとする公共施設に対し、暑さ指数を自動配信するシステムを構築する。 ●小中学校に対して、猛暑を考慮した年間行事計画の見直しをする。